

別表 中学校・高等学校教諭免許状取得のための教科及び教科の指導法に関する科目
 中学校教諭一種 社会

教科に関する専門的 事項の科目区分	必要 単位数	授業科目	開講 学部等	単位数
日本史・外国史		○ 法史学Ⅰ	法	4
		○ 法史学Ⅱ	法	4
地理学(地誌を含む。)		日本政治史	法	4
		ヨーロッパ政治史	法	4
「法学, 政治学」	それぞれ 1以上 計20以上	アメリカ政治史	法	4
		アジア政治史	法	2
		○ 人文地理学	文	2
		○ 自然地理学	文	2
		地域科学概論	文	2
		○ 外国地誌	文	2
		○ 憲法Ⅱ	法	2
		○ 行政法Ⅰ	法	4
		行政法Ⅱ	法	4
		行政法Ⅲ	法	2
		行政法Ⅳ	法	2
		国際法Ⅰ	法	4
		国際法Ⅱ	法	4
		○ 民法Ⅰ	法	4
		民法Ⅱ	法	4
		民法Ⅲ	法	4
		民法Ⅳ	法	4
		○ 商法Ⅰ	法	4
		商法Ⅱ	法	4
		商法Ⅲ	法	4
		民事訴訟法Ⅰ	法	4
		民事訴訟法Ⅱ	法	4
		○ 国際私法	法	2
		○ 刑法Ⅰ	法	4
		○ 刑法Ⅱ	法	4
		刑事訴訟法	法	4
		労働法	法	4
		○ 社会保険法Ⅰ	法	2
		社会保険法Ⅱ	法	2
		○ 政治学	法	4
		現代政治分析	法	4
		行政学	法	4
		○ 国際政治	法	4
		比較法Ⅰ	法	4
		比較法Ⅱ	法	4
		地方自治論	法	4
		比較政治	法	4
		知的財産法論	法	4
		○ アジア政治論	法	2
		行政法論	法	4
		○ 法と経済学Ⅰ	法	2
		○ 法と経済学Ⅱ	法	2
		法社会学	法	4
		○ 経済法	法	4
		国際経済法	法	2
		○ 哲学概論	文	2
		倫理学概論	文	2
		法哲学	文	4
		○ 西洋政治思想史	法	4
		○ 宗教学概論	文	2
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	8	○ 教科教育法(社会・地理歴史Ⅰ)		2
		○ 教科教育法(社会・地理歴史Ⅱ)		2
		○ 教科教育法(社会・公民Ⅰ)		2
		○ 教科教育法(社会・公民Ⅱ)		2
計	28以上			

- 備考 1. ○印を付した授業科目は全て必修である。
2. 表中の「開講学部等」欄に「文」とあるものは文学部専門科目、「法」とあるものは法学部専門科目としてそれぞれ開講される。
3. 「教科に関する専門的事項」から20単位以上、「各教科の指導法」から8単位を修得すること。
4. 「教科に関する専門的事項」は「教科に関する専門的事項の科目区分」の各区分から1単位以上、計20単以上修得すること。
5. 最低修得単位数(28単位)を超えて修得した単位は「大学が独自に設定する科目」に使用できる。

高等学校教諭一種 地理歴史

	教科に関する専門的 事項の科目区分	必要 単位数	授業科目	開講 学部等	単位数
教科に 関する 専門的 事項	日本史	それぞれ 1以上 計20以上	○ 法史学Ⅰ	法	4
			日本政治史	法	4
			日本政治思想史	法	4
	外国史		○ 法史学Ⅱ	法	4
			ヨーロッパ政治史	法	4
			アメリカ政治史	法	4
			アジア政治史	法	2
	人文地理学・自然地理学		○ 人文地理学	文	2
			○ 自然地理学	文	2
	地誌		○ 地域科学概論	文	2
○ 外国地誌	文	2			
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	4	○ 教科教育法(社会・地理歴史Ⅰ)		2	
		○ 教科教育法(社会・地理歴史Ⅱ)		2	
計	24以上				

- 備考
- 印を付した授業科目は全て必修である。
 - 表中の「開講学部等」欄に「文」とあるものは文学部専門科目、「法」とあるものは法学部専門科目としてそれぞれ開講される。
 - 「教科に関する専門的事項」から20単位以上、「各教科の指導法」から4単位を修得すること。
 - 「教科に関する専門的事項」は「教科に関する専門的事項の科目区分」の各区分から1単位以上、計20単位以上修得すること。
 - 最低修得単位数(24単位)を超えて修得した単位は「大学が独自に設定する科目」に使用できる。

高等学校教諭一種 公民

	教科に関する専門的 事項の科目区分	必要 単位数	授業科目	開講 学部等	単位数
教科に 関する 専門的 事項	「法律学(国際法を 含む。), 政治学(国 際政治を含む。)」	それぞれ 1以上 計20以上	○ 憲法Ⅱ	法	2
			行政法Ⅰ	法	4
			行政法Ⅱ	法	4
			行政法Ⅲ	法	2
			行政法Ⅳ	法	2
			○ 国際法Ⅰ	法	4
			国際法Ⅱ	法	4
			○ 民法Ⅰ	法	4
			民法Ⅱ	法	4
			民法Ⅲ	法	4
			民法Ⅳ	法	4
			商法Ⅰ	法	4
			商法Ⅱ	法	4
			商法Ⅲ	法	4
			民事訴訟法Ⅰ	法	4
			民事訴訟法Ⅱ	法	4
			○ 国際私法	法	2
			○ 刑法Ⅰ	法	4
			刑法Ⅱ	法	4
			刑事訴訟法	法	4
			労働法	法	4
			社会保険法Ⅰ	法	2
			社会保険法Ⅱ	法	2
			○ 政治学	法	4
			現代政治分析	法	4
			行政学	法	4
			○ 国際政治	法	4
			比較法Ⅰ	法	4
			比較法Ⅱ	法	4
			地方自治論	法	4
			比較政治	法	4
			知的財産法	法	4
			アジア政治論	法	2
			行財政論	法	4
			○ 法と経済学Ⅰ	法	2
			法と経済学Ⅱ	法	2
	社会学	法	4		
	経済法	法	4		
	国際経済法	法	2		
	○ 哲学概論	文	2		
倫理学概論	文	2			
法哲学	法	4			
西洋政治思想史	法	4			
○ 宗教学概論	法	2			
心理学概論	文	2			
○ 教科教育法(社会・公民Ⅰ)		2			
○ 教科教育法(社会・公民Ⅱ)		2			
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む)	4				
計	24以上				

- 備考
- 印を付した授業科目は全て必修である。
 - 表中の「開講学部等」欄に「文」とあるものは文学部専門科目, 「法」とあるものは法学部専門科目としてそれぞれ開講される。
 - 「教科に関する専門的事項」から20単位以上, 「各教科の指導法」から4単位を修得すること。
 - 「教科に関する専門的事項」は「教科に関する専門的事項の科目区分」の各区分から1単位以上, 計20単位以上修得すること。
 - 最低修得単位数(24単位)を超えて修得した単位は「大学が独自に設定する科目」に使用できる。